

沖縄密約裁判の報道の限界と課題

土 江 真樹子

はじめに－課題の設定

2011年9月29日の東京高等裁判所における「沖縄密約に関する情報開示請求訴訟」判決は、その前年4月に下された東京地方裁判所の判決に真っ向から反対するものであった。「密約の文書は見つからないのだから開示できない」とする政府（外務省及び財務省）の主張を全面的に受け入れ、文書開示を求めた原告（控訴審では、被控訴人と呼ばれる）請求は棄却された。この判決は、当日のテレビニュースおよび翌日の新聞で大きく取り上げられ、沖縄返還の密約および裁判への関心（ニュースバリュー）の高さが際立った。

沖縄返還の密約を巡る報道は、1971年6月18日、毎日新聞の西山太吉記者による解説記事によって始まった。米国が支払うとされた軍用地の「原状回復補償費400万ドル」を日本が肩代わりする、というスクープであった。しかし、外務省の機密電信文を女性事務官から入手したことから、共に国家公務員法違反で有罪判決を受け、その後、長い間密約を追求するメディアはなかった。この事件は当時、「外務省機密漏えい事件」と呼ばれた。

朝日新聞が、2000年5月に密約を示す米公文書を報道し、2005年4月に西山元記者が国家賠償法訴訟を提訴して以降、「密約」と「西山太吉」にメディアの関心が集まり「密約取材」が再燃した。この裁判が最高裁判所での審理に移ったころ、沖縄密約文書の開示を求める市民の活動が始まった。この開示請求は、外務省に対し（1）原状回復費400万ドルを日本が肩代わりを約束した文書、（2）米国の短波ラジオ局VOA（Voice of America）の国外への移転経費1600万ドルを日本側が負担を約束した文書

(3) 佐藤・ニクソン共同声明（1969年11月21日）に先だって合意した財政上の取り決めを記す合意文書、など具体的な文書を対象とした。これに対し、両省は「存在しないため、不開示」と回答した。そこで、開示を求めた人々の多くが原告となって、2009年4月、東京地裁に公文書の開示を求める訴訟を起こした。原告は、この訴訟を「沖縄返還密約文書開示訴訟」と呼び、情報公開の在り方を問う裁判として位置づけた。

第1審となった東京地裁は、2010年4月、密約を認定し、被告（国）に当該文書の開示、という画期的な判決を下した。それを不服とした政府は控訴し、2011年9月29日、冒頭の控訴審判決が下された。

本稿では西山記者による密約スクープ（1971年6月18日）から起訴状（1972年4月15日）までの期間を第1、2005年の4月25日、西山の国賠訴訟から2011年9月29日の高裁までの裁判報道を第2のケーススタディと位置づける。その上で、この間の報道のあり方を検証する。

この間のメディアの報道などに関する研究、論文には、①「知る権利」について法律の観点から論じたもの¹⁾、②裁判課程を克明に記したもの²⁾、③ジャーナリズムの問題、特に「取材手法」について論じたもの³⁾、④報道内容について論じたもの⁴⁾、⑤密約に関する証言を中心としたもの⁵⁾があげられる。

「沖縄返還密約文書開示訴訟」は現在まだ進行形の裁判であり、テレビや新聞を中心に報道され、法学およびジャーナリズムの雑誌には記事や論文が掲載され続けているが、それらは、こここの局面についての検証が主で

1) 代表的なものに石村善次・奥平康弘『知る権利』有斐閣、1974年があげられる。

2) 潤地久枝『告発～外務省機密漏えい事件』中央公論社、1978年。

3) 内藤正明『取材源の秘匿・・・外務省機密漏洩事件、メディアが背負った課題』名古屋外国語大学紀要34号、2008年。

4) 坂本佳也『毎日新聞におけるジャーナリズム性について～沖縄返還協定密約事件から～』立命館大学修士論文、2005年。

5) 福永文夫『「沖縄密約ノート」原状回復補償費四〇〇万ドルに関する1つの証言』独協法学81号、2010年。

その他、国際政治の分野の研究では琉球大学の我部政明による多くの論文があげられる。

ある。ここではこれら3つの裁判を、ジャーナリズムの視点から分析、考察を試みたい。密約を巡る報道が始まって、今年で40年。メディアはどのようにこの問題を報じて来たのか。40年間の間に何かが変わったのか、変わらなかつたのか。そこから一連の沖縄密約問題におけるジャーナリズムの視点を考察したい。

第1章 「外務省機密漏えい事件」の経緯と報道のターニングポイント

1971年6月18日の毎日新聞紙面⁶⁾に政治部・西山太吉の署名入りで、「請求処理に『疑惑』」と日米交渉に対する「密約疑惑」を指摘する解説記事が載った。他のメディアはこの記事の重要度を読み取ること無く、反応しなかつたが、社会党（当時）の横路孝弘議員は問題性を感じ取った。そこで西山記者の同僚を通して記事のソースとなった外務省発の公電3通を入手すると、1971年12月7日の衆院連合審査委員会で「密約疑惑」を追求した。この時点でもまだメディアの注目度は低かつたが、3ヶ月後にその反応は大きく変化する。

1972年3月27日、横路議員が衆議院予算委員会で外務省公電を手に「密約疑惑」を追求すると国会が紛糾⁷⁾。この日を境にメディアの報道は、「密約疑惑」から政府を追求する「密約」へと一步進んだ報道を繰り広げた。

しかし、その後のメディアが認識を大きく転換し、その後の報道の流れを変えることになる衝撃がメディアを襲つた。1972年4月4日、朝日新聞⁸⁾は外務省が省内で調査を進め、審議官付き秘書が内部電報をコピーして持ち出したことを認め、国家公務員法違反の疑いで告発すると報じている。「もれた機密電報」「問題の電報を外部に流した」と記し、「機密漏えい」を問題視している。例えば、同日の夕刊で朝日新聞には「機密漏えい事件」⁹⁾、

6) 『毎日新聞』1971年6月18日朝刊3面「米、基地と収入で実とする／請求処理に疑惑／あいまいな“本土並み”」。

7) 『毎日新聞』1972年3月28日朝刊1面「沖縄軍用地の復元見舞金“日本肩代わり”追求の横路氏 参院予算委大詰めで紛糾」などをはじめとして新聞は1面で取り上げた。

8) 『朝日新聞』1972年4月4日朝刊1面「沖縄密約電報持ち出しは外務省の女性秘書」。

9) 『朝日新聞』1972年4月4日夕刊9面「機密漏えい事件、ショックと安心と・・・」。

毎日新聞では「漏えい事件」¹⁰⁾と見出しに「(機密) 漏えい事件」という言葉が登場した。

さらに同日、外務省の審議官秘書と新聞記者が逮捕されるとメディアに激震が走った。戦後初の新聞記者逮捕を各社トップニュース¹¹⁾で報じ、その衝撃の大きさを物語った。事件の当事者となる毎日新聞は特集や有識者インタビューなど、この日から11日夕刊まで連日の報道を繰り広げた。2人の逮捕を受けた記事として、逮捕理由を報道するのは当然ではあるが、この時点での報道は「沖縄密約」から「機密漏えい」へと焦点が移った。それまでの政治部マターの問題が社会部マターの事件へと移行したのである。日米政府の「密約」は「事件」へと変貌した。同時にそれは「密約事件」から「漏えい事件」へとメディアが自ら「すりかえ」たことに他ならない。

新聞記者逮捕を受けて、一方では「取材の自由」「報道の自由」「表現の自由」、そして毎日新聞を中心とする「知る権利」キャンペーンが立ち上がった。このキャンペーンの背景にはその前年、アメリカで起こったベトナム戦争に関する米国防総省の内部告発「ペンタゴンペーパーズ事件」が記者たちの脳裏にあった。

さらに毎日新聞を中心に、記者逮捕は不当、との声をあげた。4月5日の毎日新聞¹²⁾では中谷不二男編集局長が、「この逮捕は、日常の記者活動の延長と考えられる行為に対する法の不当な適用と受け止めざるを得ない。政治権力の容赦ない介入であり、言論の自由に対する挑戦と解する」との見解を掲載し、斎藤編集主幹が警視庁に抗議、労組も抗議の声明を発表するなど、毎日新聞を中心とした政府対新聞の構図となった。そこに「国民の知る権利を守る会」発足、新聞協会の抗議声明なども加わり、メディア

10) 『毎日新聞』1972年4月4日夕刊1面「漏えい事件で事務官が出頭」。

11) 『毎日新聞』1972年4月4日夕刊1面「本社記者に渡した」。

『朝日新聞』1972年4月5日朝刊1面「事務官と記者を逮捕」。

『読売新聞』1972年4月5日朝刊1面「●事務官と西山記者逮捕」。

事務官は既に法的に処分を受け、執行猶予期間も終了していることから氏名の記入は本稿内で実名を記載せず●とする。

12) 『毎日新聞』1972年4月5日朝刊1面「正当な取材活動 権力介入は言論への挑戦」。

と国民は「知る権利」を主張し始めたように見えた。

しかし、一方でこれらの動きを一変させる報道があったことも忘れてはならない。4月4日付けの朝日新聞夕刊1面¹³⁾に「●事務官逮捕へ 記者に頼まれ渡す」という記事である。この記事を書いた朝日新聞・田岡俊次記者（当時）は記者と事務官、2人の男女関係が念頭にあったと語った¹⁴⁾。この記事は事件の当事者である毎日新聞内にも「女も登場するのか」と胸騒ぎを感じさせる¹⁵⁾ほど今後の展開を暗示するものであった。

その後、朝日新聞は田岡記者の報道を引き継ぐように4月6日の社説で、「取材の方法や報道目的で入手した資料の処理の仕方について行き過ぎや不注意があったとすれば、それは十分反省を要する」と「記者逮捕は違法」「知る権利を守れ」と当時のメディアの流れに懐疑的な見解を述べた。日本ジャーナリスト会議の声明や有識者の対談などを掲載し、「知る権利」を主張し続ける毎日新聞との距離を取り始めた。さらに読者からは「知る権利キャンペーン」に疑問を感じる声も新聞社に寄せられた。4月8日、毎日新聞朝刊の「投書」の欄には「資料がなぜ国会に出たのか」「ニュースソースに配慮欠く」「違法な行為は正当化できぬ」という読者の声が届く。「知る権利」キャンペーンを展開するメディアと読者の間の温度差が徐々にあらわになっていた。

そこに、メディアにとって決定的な「事件」が起こる。4月15日、検察による起訴状である。新聞は同日夕刊で起訴状全文を掲載。そこには「情を通じ」という通常起訴状には書かれることがない言葉が表れた。その日の毎日新聞夕刊には「本社見解とお詫び」が掲載された。「西山記者の取材に当たっては、道義的に遺憾な点があったことは認めざるを得ません」など、それまでの記者逮捕は違法、知る権利を守るという姿勢から大きく後退した。この間の毎日新聞内部の対応については筆者自身が制作した

13) 『朝日新聞』1972年4月5日夕刊1面「極秘電報持ち出し ●事務官を逮捕へ 記者に頼まれ渡す」。

14) 千葉県内の自宅にて筆者による田岡俊次氏インタビュー、2002年2月27日。

15) 山本佑司『毎日新聞社会部』河出書房新社、2006年。

『メディアの敗北～沖縄返還をめぐる密約と12日間の闘い』（2003年10月4日、琉球朝日放送）に詳しい検証があり、ここでは詳細には触れないが、この起訴状の影響は絶大であった。4月6日夜に弁護人を通じて、記者と事務官の男女関係を知らされた毎日新聞上層部は「知る権利」で闘えない、という判断を下した。さらにニュースソースの秘匿ができなかつたこともこの判断に結びついた。この「お詫び」によって「知る権利キャンペーン」は急速に終焉を迎えた。

起訴状を作成した故・佐藤道夫は、「情を通じ」という言葉を盛り込んだ理由として、「知る権利」から「男女問題」へと報道を変更させる意図があつたことを語った。さらにこの根拠になったのは4月4日の朝日新聞による報道であったと語った¹⁶⁾。この証言から報道に暗示された「男女関係」と2人の尋問から、問題や報道を「男女関係」へ変質させるという権力による意図とすりかえが存在していたことがわかる。しかし、この起訴状による政治的意図について追求するメディアはなかつた。これより、この一連の事件は40年近くの年月、「外務省機密漏えい事件」という認識と名称が定着、権力による「すりかえ」がメディアに浸透したのだった。

「密約疑惑」に端を発したメディアの報道は、国会での追求によって「密約」へ、そして犯人断定のスクープから「機密漏えい事件」へ、さらに記者と外務省事務官の犯人を受けて「知る権利」、そして「起訴状」によって「男女関係」のスキャンダルへと変化していった。そのときの様子を「国民の知る権利を守る会」の故・田英夫参議院議員は「もう一般大衆は、元のほうを振り向いてくれない、これがもう現実でしたね」¹⁷⁾と振り返った。

一方、沖縄県内の新聞はどうであったか。この一連の期間の沖縄タイムスと琉球新報の報道は共同通信配信による物が殆どであり、扱いも小さい。密約に関する関心は本土の新聞のような過熱具合は見られない。記事は東京の新聞社で起こったことであり、復帰を前に厳しい基地問題に直面して

16) 東京都港区衆議院議員会館における筆者インタビュー、2002年2月26日。

17) 琉球朝日放送『メディアの敗北～沖縄返還をめぐる密約と12日間の闘い～』、2003年。

いた沖縄県民にとって現実味が薄い問題であったからだと考えられる。しかし、「密約」によって直接影響を受ける当事者であることには間違ひなかった。毎日新聞を始め、メディアはなぜ「取材手法」と「密約」を分けて報道を続けなかったのか。記者個人の問題として処理せず、なぜ社として総括しなかったのか。男女問題は大人の個人的な問題であり、「密約」という日米間の政治的問題とは違う次元の問題として追求を続けるべきであった。坂本桂也は「ジャーナリズムとして毅然とした姿勢を示したなら、読者の反応も違ったものになったであろう」¹⁸⁾と指摘している。

新聞やテレビに代わって報道を繰り広げたのが週刊誌であった。新聞などが「知る権利」を振りかざしたのに比べ、女性週刊誌は起訴状の「情を通じ」にフォーカスした記事を展開し「問題の女、●の2つの顔」¹⁹⁾、などスキャンダルをセンセーショナルに報道した。女性週刊誌はこのスキャンダル報道によって売り上げを伸ばし、『女性自身』はその年の発行部数が100万部を超えた。それは「叩き記事」と呼ばれ、個人のスキャンダルを「叩けば叩くほど」売り上げが伸びる、という週刊誌が今も行っている手法である²⁰⁾。週刊誌による報道は、世論に向けた「問題のすりかえ」に大きな効果を持ち、事件の出発点が「密約」であったことは見事に忘れ去られていった。メディアの密約追求が消えた後の週刊誌の報道と世論の認識は、その後の裁判で検察側が進めた「新聞記者=加害者、女性事務官=被害者」という図式を確立するのに役立ったと考えられる。メディアだけでなく、世論も権力側の情報操作に見事に本質をすりかえられ、2人に国家公務員法違反の判決が下った。1人の記者もニュースソースであった事務官も救えず、「密約」報道は権力側の「すりかえ」によって「メディアの敗北」へと変容した。

18) 坂本佳也『毎日新聞におけるジャーナリズム性について～沖縄返還協密約事件から～』立命館大学修士論文、2005年。

19) 『女性自身』光文社、1972年4月22日号

20) 東京都新宿区における筆者による元木昌彦氏（元・「FRIDAY」編集長）インタビュー、2011年5月27日。

第2章 「外務省機密漏えい事件」のインパクト、事件が残したもの

「外務省機密漏えい事件」においては、戦後初の新聞記者逮捕というメディアに与えた衝撃の大きさがあげられる。この衝撃を毎日新聞労働組合は「いいしれぬ衝撃が竹橋の編集局に伝わり、社内外、全国に伝わって行った。」「逮捕だ、これは予感を遙かに超えていた。」²¹⁾と記録した。

記者の逮捕を受けてメディアでは、知る権利の侵害、言論・表現の自由に対する権力の介入を批判すると、佐藤栄作総理は敵意をあらわに「オレは戦うよ」²²⁾と発言し、メディア vs 政府の構図が鮮明になった。

しかし、結果は権力側の思惑通りに進み、みごとに焦点は「日米政府の密約」から「男女問題のスキャンダル」へとすりかわった。「本来の問題から世論の目をそらすためには、実態のさだかではない空虚な観念、しかも誰も反対できないスローガンを提示する方法は権力の常套手段である」²³⁾と齊藤雅俊が指摘するように、検察の起訴状の「情を通じ」という卑猥な言葉によって世論感情を誘導し、30年もの長い間「密約追求」をかわすことにつ成功した。それはその間のメディアが「敗北」に引きずられてきたからに他ならない。

「情を通じ」という言葉が及ぼした影響は多大なものであり、その後もメディアや事件関係者を縛り続けた呪縛であった。なぜ当時新聞各社がこの扇情的で卑猥な起訴状の全文を1面に掲載したのか疑問を持つ。過熱する報道の渦中で新聞社はその後の展開を予測することはなかったのだろうか。この言葉は読者にも大きな影響を与え、毎日新聞には批判の電話や手紙が相次いだ。東京本社読者サービス室には起訴状が掲載された4月15日には5時間の間に150件の抗議電話がかかってきた²⁴⁾。広告からの収入よつ

21) 毎日新聞労働組合『毎日新聞労働組合五十年史』毎日新聞、1995年。

22) 『毎日新聞』1972年4月7日朝刊23面「オレは戦うよ 佐藤さん高飛車」。

23) 齊藤雅俊『ブロードキャスト イラク取材の裏側』スリーエーネットワーク、2004年。

24) 琉球朝日放送『メディアの敗北?沖縄返還をめぐる密約と12日間の闘いへ』、2003年。番組内の大住広人氏コメント。「やべえことすると新聞記者ってバクられるんだよな、っていう。これはもう強烈に残りますわね。だからだんだんいい子新聞記者になる、そういうきっかけになりましたね」。

て支えられている新聞や民放テレビにとって、読者や視聴者からの批判はスポンサーへの影響が大きい。毎日新聞経営陣は読者に背を向けられる恐怖を実感した。

週刊誌には「男女スキャンダルで新聞を倒せる」という確信を持たせる機会となった。この敗北はメディアに手痛い心理的インパクトを残し、萎縮し自主規制を強めるきっかけ²⁵⁾になった。そしてこの事件はメディア、特に新聞に「かさぶたにもならない生傷」となり、その後のメディアにトラウマを残した。

第3章 沖縄返還密約文書開示訴訟の経緯とターニングポイント

西山記者に有罪判決が下された1976年7月20日以降、新聞や週刊誌から事件の報道は消えていった。時折週刊誌が「あの人は今」という特集の一つに取り上げるくらいであった。しかし、2000年に再び沖縄返還の「密約」が再浮上した。2000年5月29日朝日新聞朝刊で、琉球大学の我部政明教授が発見した密約を示す米公文書を報道²⁶⁾すると、全国的に大きな扱いとなった。しかし、密約の当事者であった外務省の元アメリカ局長、吉野文六や政府が密約を否定するなど、その後の密約追求は大きな展開を見せず、「密約」追求はまだ力弱いものであった。

その後の報道の大きな転換点となったのは同年の11月の『週刊金曜日』紙面、ジャーナリスト・本田勝一と西山の対談である。大きな反響はなかつたものの、この対談は確実に報道の次のステージの一歩となった。この対談はそれまで沈黙を続けた「西山太吉」の存在を認識させるもので、作家の山崎豊子はこの記事以降に西山氏にコンタクトを始め、ノンフィクション「運命の人」を書くに至った。筆者もこの対談に影響を受けた1人である。その結果、2002年5月15日放送の『告発～外務省機密漏えい事件から30年、今語られる真実～』（琉球朝日放送）、翌年にはメディア、特に毎日

25) 每日新聞130年史刊行委員会『毎日の3世紀』毎日新聞社、2002年

26) 『朝日新聞』2000年5月29日朝刊1面「沖縄返還 裏負担2億ドル 米公文書」。

新聞の対応を検証した「メディアの敗北～沖縄返還をめぐる密約と12日間の闘い～」を制作した。この年6月にはTBSが米公文書館から「キッシンジャーの覚書」文書を入手。この頃から報道の焦点は「密約」から「西山太吉」へと大きくシフトした。特徴的なのは新聞よりもテレビが中心となり「西山報道」をリードしたことである。しかし、この時点における報道は一部の新聞やテレビが繰り広げたもので、中にはまったく取り上げないメディアもあった。そこには30年前のスキャンダル報道やメディアスクラムによる西山のメディア不信も強く作用していた。西山は一部のメディアの取材しか受けず、「西山の取材は不可能」との印象があった。また新聞社のなかには「西山不信」も根強く、西山報道に躊躇する空気²⁷⁾もあった。

しかし2005年4月26日に西山が名誉毀損を訴えて国家賠償訴訟を起こすと報道は大きく変化し、密約追求、西山報道が再燃した。琉球新報²⁸⁾では2面見開きで特集を組み、西山インタビューを掲載した。この後、沖縄タイムス、琉球新報と朝日新聞²⁹⁾は現在の沖縄の抱える問題をリンクさせて外務省機密漏えい事件、密約、沖縄返還を問い合わせる記事が目立つようになり、西山報道をリードしていった。

密約追求報道の中でスクープとして注目されるのは2006年2月8日に北海道新聞による外務省の当時の交渉担当者である吉野文六の証言³⁰⁾である。「密約はあった」とする証言は全国に大きなニュースとして報道され、その後の密約追求に追い風となったが、読売新聞、産経新聞、NHKは無視した。西山の再度の登場とともに吉野の証言はメディアにとって大きな衝撃であったが、政府が密約否定を繰り返す中、政府見解と違う吉野証言を

27) 岩垂 弘『ものの書きを目指す人びとへ-わが体験的マスコミ論-』2006年11月5日記〈<http://www.econfn.com/iwadare/page206.html>〉2011年6月25日。「マスコミ界では、この事件に一応のピリオドが打たれると、それ以降、事件を問題にしたり、語る人がいなくなった。「この事件については語りたくない」。そんな雰囲気がマスコミ界でずっと続いてきたように思う。

28) 『琉球新報』2005年5月15日朝刊2、3面「過重な基地負担の原点、問われる政府の外交」。

29) 朝日新聞は密約追求や西山、吉野に密着した取材を積極的に展開し、なかでも2006年7月15日からの連載「逆風満帆」では西山、吉野の人物像や人生から事件への関わり、密約問題に迫った興味深いものである。

30) 『北海道新聞』2006年2月8日、「米との密約あった」。

否定したと考えられる。

2000年の朝日新聞からメディアは再び「密約」を問い合わせ始めた。そして2005年の西山提訴によって爆発的に取材が過熱した。そして「密約追求」「西山太吉」にメディアの関心が向けていく。そして「吉野文六」の証言へと繋がった。この間のメディアは「密約」という複雑なカラクリを少しづつ解きほぐしていく過程にあった。

この間のメディアの動きで注目されるのは、1972年当時と違い、テレビが報道をリードし、新聞がそれを追う形で始まったという点にある。

2008年2月20日、東京高等裁判所が西山の訴えを棄却すると、メディアは一斉に西山の政府と司法に対する批判や読者からの政府不信の投書³¹⁾を掲載し、政府の姿勢を批判した。ここでは1972年当時と違い、西山裁判から沖縄密約を追求しようという世論の盛り上がりがあった。

同年9月、研究者やジャーナリストら63人が外務省と財務省に対し密約3文書の開示請求を提出。さらに2009年3月16日、研究者やジャーナリストら25人が開示請求を提出すると、裁判と平行して密約追求、密約解明へと報道がシフトしていった。そこに12月1日、吉野文六の歴史に残る「元官僚の法廷での密約証言」に報道が集中した。この日のニュースでは「西山・吉野和解報道」も目立った。かつて法廷で密約を巡って争った2者が密約を国に突きつけるというヒューマンストーリーにメディアは注目したのだった。しかしこの日、裁判において最も重要な米公文書が証明する密約を審議する我部教授の証言を報道した社は少なかった。メディアは情報開示裁判の本質よりもかつての事件にまつわるヒューマンストーリーに流れた。

これ以降、共同通信による核密約を認めた外務省の元事務次官らの証言³²⁾や、読売新聞による密約文書存在³³⁾など密約追求の成果とも思えるスクー

31)『朝日新聞』2008年2月23日朝刊25面「投書」、「日米密約裁判、政府のウソはそのままか」。など各紙には裁判結果に対する読者の投書が寄せられた。

32)『共同通信』2009年6月22日、「元外務事務官が核証言」

33)『読売新聞』2009年12月22日夕刊1面「核密約文書 元佐藤首相邸に」

が続く。加えて2010年3月9日には外務省有識者委員会が調査結果を発表。4月9日には東京地裁が密約の存在を認定し、政府に文書開示命令を下した。その判決を逆転させた9月29日の東京高裁の判決までの報道は、密約内容を再確認する報道が中心であった。

2000年の米公文書発見から11年間、メディアは「密約追求」から「西山太吉」「吉野文六」と、かつての事件の関係者に密着する取材へ移行。その後は裁判内容と密約を再検証する報道へと移っていった。そこには密約を否定し続けた自民党政権から、「沖縄密約文書を全て出す」とした民主党への政権交代の影響も見落とせない。

第4章 2000年～「沖縄返還密約文書開示裁判」のインパクトと注目点

この間の報道は大きな社会変化を伴うものとなった。朝日新聞紙面での密約を示す米公文書報道は、30年近く注目を浴びなかつた「沖縄返還の密約」を再浮上させた。このスクープはその後の報道にとって欠かせない変化を起こしていた。「外務省機密漏えい事件」の当事者である西山は福岡県の自宅でこの記事を見た。その時、「やっと出たか！」と口にした。30年間待ち続けたニュースであった³⁴⁾。そして神奈川県の自宅では吉野文六が朝日新聞の取材を受けた。密約否定のコメントをしながらも、「これが出てたんならしょうがないな。いつかは本当のことを話すときが来る」と感じていた³⁵⁾。彼らの変化が後の密約解明に結びつく大きな要因となった。

「西山太吉」の再登場はメディアに大きな衝撃をもたらしたものの1つである。新聞界にとっていまだ癒えないトラウマのシンボルである西山の姿は、当時を知る元記者たちに驚きとかつての事件を思い起こさせた。西山の国賠訴訟と沖縄密約文書開示訴訟に、現役および元記者たちが支援や原告として名を連ねたことは非常に興味深く、外務省機密漏えい事件によって敗北したジャーナリズムの復活に望みをかけたものであった。

34) 福岡県北九州市の自宅における筆者によるインタビュー、2002年1月。

35) 神奈川県横浜市の自宅における筆者によるインタビュー、2005年6月。

この間、証言者たちを歴史の闇から光を当てて貴重な証言を引き出したことは評価に値する。交渉当事者「吉野文六」の密約を認める証言だけでなく、元大蔵省官僚、森田一による原状復元補償費400万ドルの経緯³⁶⁾、アメリカ側交渉の当事者、チャールズ・シュミットによる基地移転費や米資産買い取りの経緯³⁷⁾などメディアは関係者を探し続けて、証言を取る報道を重ねてきた。そこに、西山の再登場とともに当事者たちは徐々に、重い口を開き始めた。

「沖縄密約文書開示訴訟」と政権交代は外務省による有識者委員会の調査³⁸⁾も導きだした。その結果、外務省は原状回復費など3項目を密約と認定し、財務省は独自調査によってアメリカの銀行への無利子預金を認めた。それまで密約を否定し続けた政府の大きな方向転換であった。

2005年の西山国賠訴訟以降、メディアにはもう一つ変化が生まれた。西山や密約の取材を担ったのが「新聞界のトラウマ」を痛感しないテレビメディアや「外務省機密漏えい事件」を知らない世代であった。さらに裁判を支援する上智大学の田島泰彦教授やメディア総研の岩崎貞則らを中心となり、裁判の度ごとに現役記者や市民ら、當時を知る元共同通信編集主幹の原寿雄や元横路孝弘の秘書だった北岡和義らが参加する報告会が行われた。さらに元朝日新聞記者、筑紫哲也や元毎日新聞記者、鳥越俊太郎がキャスターを務める報道番組で西山のインタビューや企画を繰り広げるなど、新しい記者たちは密約に注目し、過去の事件の検証に关心を見せた。過去の記者たちは当時の負い目や事件、裁判の再検証の視点を持ち、二重構造の報道が行われた。この流れから担当記者や、关心を持つ記者たちの組織を超えた連携が生まれ、その後の「沖縄密約に関する情報開示請求訴訟」へと繋がったことは注目に値する。

36)『朝日新聞』2009年12月8日朝刊30面、「沖縄返還、肩代わり密約 外に漏れなければいい元大蔵省担当者・森田一氏、一問一答」。

37) NHK BS世界のドキュメンタリー『沖縄返還“密約”～アメリカが見た日本外交～』2010年5月15日。

38) いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会（2009年11月24日）

第5章　まとめ（問題点と課題）

西山記者による毎日新聞紙面での「請求処理に疑惑」、密約暴露から40年。メディアは「メディアの敗北」と今では称される「外務省機密漏えい事件（沖縄密約事件）」の挫折を払拭できただろうか。3つの裁判と報道を通してメディアの直面した問題などを考察してきた。その結果、数多くの興味深い要因に気がつく。

メディアは日米間の密約ではなく、外務省から「機密が漏えい」したことを探題とした「すりかえ」から本来の問題、「密約追求」に引き戻すことができずに、「外務省機密漏えい事件」という名称が固定化してきた。

しかし、2005年以降の沖縄県内の新聞報道が名称を変更に大きな役割を果たした。「外務省機密漏えい事件」を「沖縄密約事件」³⁹⁾と紙面で称し始めたのである。外務省から機密（公電）が漏えいした事件ではなく、沖縄返還交渉における日米の密約が問題なのだ、との認識を名称にこめた。これはかつて権力側によってすり替えられた問題の本質を問い合わせし、取材者に自身の立ち位置を問い合わせする名称である。毎日新聞ではこの事件後、紙面では「沖縄密約事件」という名称を使用し始めた。しかし、事件に関して2002年まで社史に記載することは無かった。筆者が2002年に毎日新聞社広報課に事件および西山について問い合わせをしたところ、「社としては過去のことであり、西山と毎日新聞は関係がない」と回答した。当時はまだ毎日新聞社としても「タブー」であったことをよく表す回答であった。

朝日新聞、北海道新聞にも同様に2005年以降、「沖縄返還密約事件」「沖縄密約事件」と記された原稿が掲載されるようになったが、「外務省機密漏えい事件」もまた、使用されている。北海道新聞の往住嘉文編集委員によると「（どの名称を使うのかは）一般的には記者、整理部担当者により異なる」という回答⁴⁰⁾であった。また共同通信の配信記事を使用している

39) 例えば琉球新報は2005年5月15日2面の特集記事の中で、「沖縄返還密約事件」という名称を使用し、「ニュース用語」の欄で事件内容を解説した。本稿では2005年以前の記事、裁判を示す際に「外務省機密漏えい事件」、2005年以降におけるこの裁判を引用したもの、「沖縄返還密約事件」「沖縄密約事件」と表記する。

40) 筆者による質問に応えた北海道新聞・往住嘉文編集委員の2011年9月24日付け手紙より許可を得て抜粋。

地方紙では、共同通信が使用する用語をそのまま使用している。それは「慣習的に政治経済など他の分野で整合性を取るため、用語を統一することが多いからだ」と説明する。つまり、用語がバラバラだと整合性が取れず、同一の事象かどうかの確認が取りづらいため、過去の報道をなぞる。そのため過去の報道と異なる記事の掲載はできず、過去の記事や報道から大きく逸脱できない、という新聞の特質が名称の変更の障害となっていると考えられる。

2009年に提訴された「沖縄密約に関する情報開示請求訴訟」では米公文書という証拠や吉野文六という交渉当事者が証人として出廷するという過去に例を見ない裁判を展開した。吉野がこの裁判に証人として出廷すると決意した要因は前出のようにメディアの取材にも要因があった。吉野は1999年すでに自身のオーラルヒストリー⁴¹⁾の中で同様の証言を行っていた。とはいえ、このオーラルヒストリーは一般に公開されるものではなく、やはりメディアが吉野の証言を引き出したことは意義あることであったと判断すべきであろう。2000年以降の密約追求は1972年当時とは比べ物にならないほどの情報や事実を掘り起こし、密約（ウソ）を明らかにせよという世論を形成したことは評価に値する。

しかし、2005年以降の報道は「西山太吉」に重きを置いて行われた。沖縄密約裁判当時、西山は「情報源の秘匿」を破り、「情を通じた」人物として週刊誌のスキャンダル報道やバッシングが煽動したネガティブな世論の声にメディアは抗うことができなかった。ところが、国賠訴訟がスタートすると、前出のように現役やかつての記者たちによる西山の再認識が起こり、新たな裁判報道や密約追求の原動力ともなった。的確で時に過激な西山の発言はメディアや市民の注目を集めた。しかしその中で若い世代の記者たちによって西山=「権力によって葬られたジャーナリスト」「報道の正義」のシンボルという現象が起っていた。西山をヒーロー視する流れは、これまでメディアが避けて来た課題の1つである「取材手法」の検

41) 政策研究プロジェクト「吉野文六オーラルヒストリー」政策大学院大学、1999年。

証を益々押し隠してしまった。女性を利用して機密文書を入手したと批判された取材手法の是非はいまだに検証がなされていない。

好むと好まざるに関わらず、西山は裁判のシンボルとして描かれていった。西山のネームバリューは、裁判に対する読者や視聴者の関心を引き、理路整然とした西山の発言は、世論に裁判の正当性を伝えるのに効果的であった。しかしそこにさらなるメディアの陥った失敗があった。「沖縄密約に関する情報開示請求訴訟」においても、西山のインタビュー、コメントの多用が報道を占め、情報公開訴訟であるという裁判の本質を見失しないがちであった。その顕著な例が2011年5月18日の琉球新報の記事⁴²⁾である。4段組のこの記事に7回も西山の名前が登場し、あたかも原告代表は西山であり、澤地が作成した報告書も「西山さんら」が作成したと記されている。そして最後には西山のインタビューが掲載された。このような失敗の背後には上記の往往が指摘した「過去の報道から逸脱できない」、つまり「沖縄密約＝西山太吉」という思い込みが作用している。西山の存在に影響され続け、インパクトの大きさから脱却できないメディアの限界がある。

さらにメディアには「わかりやすい図式」を好む特質がある。同様の情報公開を求めるNPOクリアリングハウスに関する新聞紙面上の扱いは小さな記事扱い⁴³⁾、もしくは西山らの裁判のサイドネタの扱いで数行の扱いで掲載された。西山という密約をイメージしやすい人物のニュースが優先されている。

テレビ、新聞は国民を映す鏡でもある。わかりやすさ。男女問題、秘密、スキャンダルを好むメディアの特質。それは読者、視聴者が求めるものであり、視聴者や読者と乖離した報道はできることをメディアは熟知して

42)『琉球新報』2011年5月18日25面、「沖縄密約 対立し結審／文書開示控訴審 9月29日に判決」。

2011年9月22日、上記のアドレスから確認。

43)『毎日新聞』2011年2月18日、「沖縄密約文書不開示は違法」。

<http://mainichi.pheedo.jp/click.phdo?i=96aa56a4e88a2f51670aee81c6b8edc5>

いる。メディアは国民を映す鏡でもある。しかしあつてメディアは、本質のすり替えによって「知る権利」キャンペーンが頓挫した過去を持つ。わかりやすさの罠にはまった先にはメディアの敗北が待っていることをメディア自身が体験したはずである。

2011年9月29日に東京高等裁判所で裁判長による「原判決を取り消す」という短い言葉による判決が下され、1審の判決が覆された。翌日の新聞各紙は該当密約文書が存在しないと主張する政府が、故意に文書を廃棄した可能性を一斉に指摘した。さらに「抽象的観念にすぎない」と司法自らが知る権利を切って捨てたことを批判し、東京新聞は「問われる国の情報公開」⁴⁴⁾と見出しを記した。しかし、この間の裁判は情報公開であることをメディアは強く報道してきただろうか。密約追求、ヒューマンストーリー、名称変更と著しい成果はあげて来た。だがこの裁判の本来の目的である情報公開に踏み込んだ報道はほとんど成果をあげてこなかつたのではないか。前出の北海道新聞の往々記者は翌日の紙面に「（裁判所は）文書の有無だけを判断したという。だが、原告が求めたのは文書の有無だけでなく、制度としての情報公開について、である⁴⁵⁾。」と判決に対する怒りを吐露した。さらなる「メディアの敗北」を招かないために、メディアには事件や裁判の本質を見失わない報道が求められている。

44) 『東京新聞』2011年9月30日朝刊31面、「問われる国の情報公開」。

45) 神保太郎「メディア批評 第48回（1）各紙は「密約」裁判判決をどう受け止めたか」『世界』、2011年12月号。